【松阪市人権施策基本方針（案）に関する意見様式】

**松阪市人権施策基本方針（案）に対するご意見等**

|  |  |
| --- | --- |
| 住　　　所  （必須） |  |
| 氏　名（団体名）  （必須） |  |
| 電 話 番 号 |  |
| 該当箇所に  チェックしてください | □市内に居住　　　　　　　　　　　　　□市内に通勤・通学  □市内に事務所などがある法人、団体等 |

|  |  |
| --- | --- |
| 箇所（ページおよび行） | ご　意　見　等 |
|  |  |

※意見の記述は、具体的かつ簡潔にお願いします。また、どこの箇所についてのご意見かわかるように、

ページと何行目かを記入してください。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　**締め切り　令和６年３月８日（金）必着**

**「松阪市人権施策基本方針（案）」に関するパブリックコメントを募集します**

「松阪市人権施策基本方針（案）」は、基本理念である「市民一人ひとりが希望あふれ、安心して暮らせるまちづくり」の実現に向けて、「松阪市人権のまちづくり条例」第６条に規定する人権尊重の視点に立った諸施策を総合的、計画的に推進するために策定します。

このたび、方針（案）がまとまりましたので、市民等の皆様から意見を募集いたします。

**●意見の募集期間**

　　　令和６年２月９日（金）から令和６年３月８日（金）まで【必着】

**●内容（方針案）の閲覧先**

松阪市ホームページにて資料（方針案）を閲覧およびダウンロードできます。

また、松阪市環境生活部人権・多様性社会課、各地域振興局地域振興課においても資料（方針案）が閲覧できます。（土・日・祝日を除く、午前８時３０分から午後５時１５分まで）

**●意見を提出できる方**

市内に居住している人、市内の事業所や学校等に通勤・通学している人、市内に事務所などがある法人又は団体等。

**●意見の提出方法**

意見様式に、住所、氏名（団体名）、電話番号、意見を裏面にご記入いただき、直接ご持参いただくか、郵送またはFAX、電子メールでお送りください。電話・口頭でのご意見はお受けできませんのでご了承ください。

(1)ご意見の提出の際には、必ず住所および氏名（市外在住の方は学校名または就業先名称も記入）を記入してください。

(2)ご意見は、意見する箇所のページ番号を明記し、意見の趣旨を明瞭に記載していただきますようお願いします。ただし、全体に関する意見については、ページ番号の記載は不要です。

(3) ご意見の提出には、添付の意見提出様式を使用してください。

**●意見の取り扱い**

ご記入いただきましたご意見の内容は、今回の意見募集（パブリックコメント）に関する業務のみで使用することとし、住所、氏名、電話番号等の個人情報は、「個人情報の保護に関する法律」に従って適切に管理いたします。

また、個人が特定されないように類型化してまとめ、回答と合わせて市ホームページで公表するとともに、「松阪市人権施策基本方針」策定の参考とさせていただきます。

なお、個別の回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。また、本案に直接関係のないご意見については、一般的な市へのご意見として取り扱わせていただきます。

**●問い合わせ先**

**松阪市環境生活部 人権・多様性社会課**

**ＴＥＬ　０５９８－５３－４０１７　　　　ＦＡＸ０５９８－２６－４０３５**

＜締め切り＞　令和６年３月８日（金）必着

＜提出方法＞　○郵送の場合　〒５１５－８５１５　　松阪市殿町１３４０番地１

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　松阪市環境生活部 人権・多様性社会課　宛

　　　　　　　　　　○ＦＡＸの場合　　　　　　ＦＡＸ番号：０５９８－２６－４０３５

　　　　　　　　　　○電子メールの場合　　メールアドレス：[jinkyo.div@city.matsusaka.mie.jp](mailto:jinkyo.div@city.matsusaka.mie.jp)

　　　　　　　　　　　　　　　　　　※件名に「松阪市人権施策基本方針（案）に対する意見」と記入してください。

○ご持参の場合　　　　松阪市役所人権・多様性社会課、各地域振興局地域振興課

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（土・日・祝日を除く、午前８時３０分から午後５時１５分まで）